

平成27年度地下水の水質測定結果について

1 内容

水質汚濁防止法第15条の規定により、地下水の水質の状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と協力して測定を実施した。

(1) 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目(カドミウム等28項目)及び要監視項目(クロロホルム等24項目)

(2) 測定方法

表1のとおり、県下31地点において概況調査を行うとともに、過去に汚染が確認された6地点で継続監視調査を行った。測定項目及び頻度については、表2のとおりである。

表1 測定地点の内訳

区分	県	岡山市	倉敷市	計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	1	3	6
合計	21	7	9	37

表2 測定項目及び頻度

区分	測定項目	測定頻度
概況調査	環境基準項目及び要監視項目	年1回
継続監視調査	過去に超過した項目及び関連する環境基準項目	年1～2回

2 結果

(1) 概況調査

31地点のうち3地点(ひ素1地点(瀬戸内市邑久町尻海)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素2地点(美作市小野及び倉敷市連島中央))で環境基準を超過した。周辺調査の結果、ひ素については地質由来と推定された。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、1地点は施肥の影響と推定されたほか、1地点は倉敷市で調査を行ったが、原因は特定できなかった。

また、要監視項目は2地点で測定を行ったが、24項目全てで不検出であった。

(2) 継続監視調査

昨年度までに汚染が確認された6地点のうち3地点でトリクロロエチレン等が環境基準を超過し、汚染の継続が確認された。

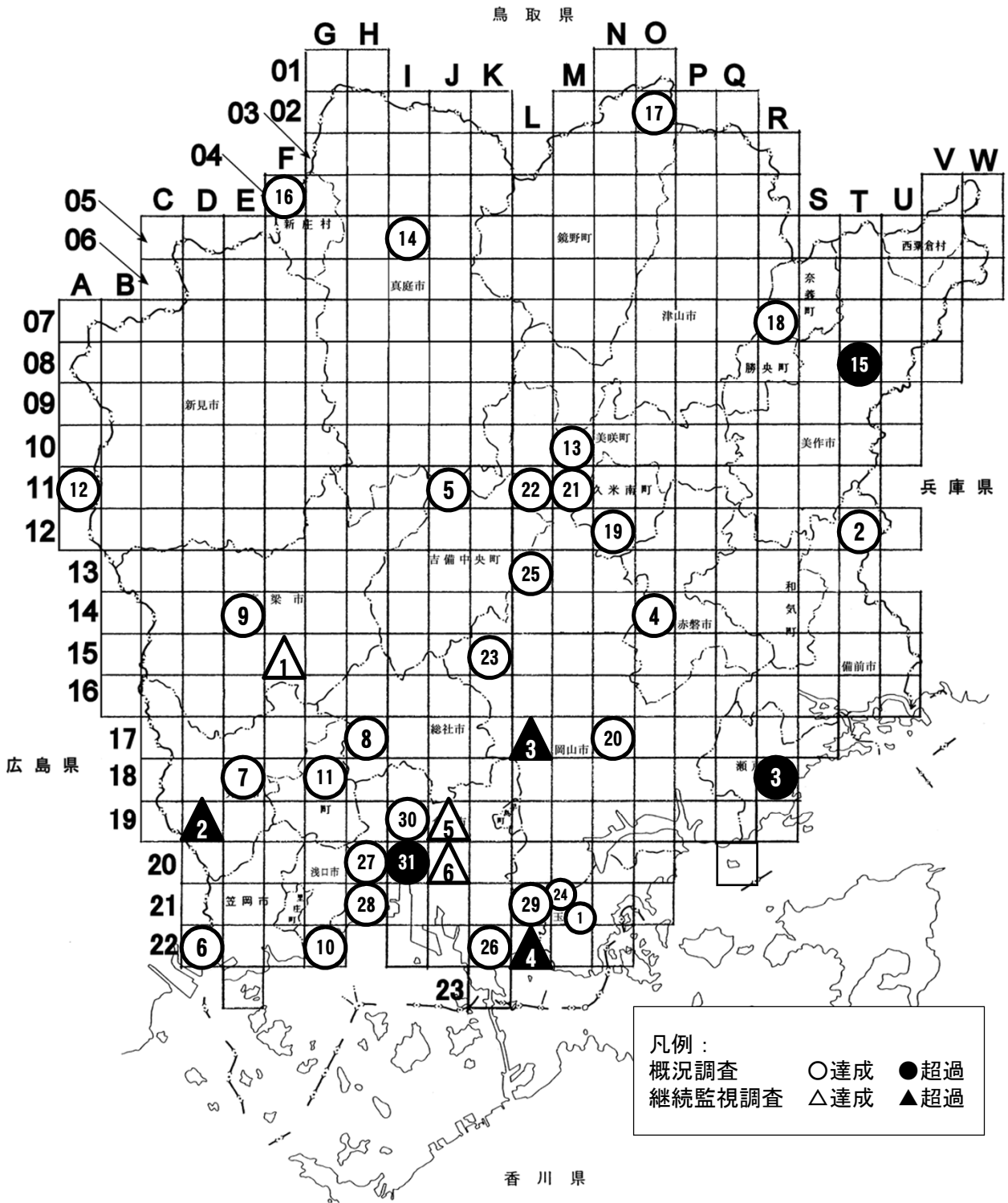
3 今後の対応

概況調査で環境基準を超過した地点については、追加調査を実施し、継続監視調査に移行するか判断する。

継続監視調査を行った6地点のうち1地点については、事業場に対して浄化指導を継続するとともに、他の5地点については、引き続き推移を見守る。

なお、環境基準を超過した地点(井戸)については、既に飲用しないように指導している。

平成27年度地下水環境基準達成状況図



地下水測定項目

環境基準項目	環境基準で定めている人の健康の保護に係る項目
<p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素、ほう素、1,4-ジオキサン（以上28項目）</p>	

要監視項目	人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目
<p>クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、o-エチル=o-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン（以上24項目）</p>	

